

外国為替及び外国貿易法第八条に規定する通貨として本邦通貨及び外国通貨を指定する
件（昭和四十六年六月大蔵省告示第五十三号）

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第八条に規定する通貨と
して本邦通貨及び外国通貨を指定し、昭和四十六年六月十日から適用する。